

警察・メディアの合作冤罪

——仙台・北陵クリニック事件

2007年12月1日／守大助さんを支援する東京大集会
山口正紀（ジャーナリスト／人権と報道・連絡会世話人）

1 ——作られた「事件」と問答無用の裁判

(1)逮捕・取り調べ・起訴

①逮捕

- ・2001年1月6日、宮城県警は仙台市の北陵クリニック元准看護師・守大助さんを「入院中の小6女兒の点滴ボトルに筋弛緩剤を混入した」として殺人未遂容疑で逮捕

②自白強要の取り調べ

- ・守さんは取り調べで自白を強要され、1月6日～8日、容疑の一部を認めるような供述調書を作られたが、弁護士の接見をきっかけに9日から否認

③再逮捕・起訴

- ・3月30日まで再逮捕を繰り返し、仙台地検は4月、5件の殺人・殺人未遂の罪で起訴

(2)裁判

①一審

- ・01年7月11日の一審初公判で守さんは起訴事実をすべて否認し、無実を訴え、弁護団は「患者の容体急変は、病変や薬の副作用が原因。事件そのものが存在しない」と主張
 - 1 筋弛緩剤は通常、静脈注射し、12分間で血中濃度が半減する。点滴に混入し死に至らせる「凶器性」は医学的な立証なし
 - 2 起訴5件中、2件について主治医が「心筋梗塞」「薬の副作用」と証言、他の3件も専門医が、てんかん性発作、医療過誤
 - 3 「患者の血液・尿などから筋弛緩剤を検出した」とする大阪府警科学捜査研究所の鑑定は、鑑定方法などに不備があり、鑑定資料が全量消費され、証拠能力なし
 - 4 北陵クリニックは経営難から高齢者・重症患者を多数受け入れる一方、救急対応できる医師が退職した後、「容体急変による他病院への転送・死亡」が頻発
 - 5 鑑定資料の「全量消費」について科捜研の鑑定人は、一審で「他の薬毒物も分析したため」などと弁明したが、弁護側は「鑑定は捏造された疑いがある」と指摘
- ・判決（04年3月30日）
仙台地裁（畑中英明裁判長）は、「疑惑の鑑定」をほぼ唯一の証拠として無期懲役判決

②二審

- ・控訴審初公判（05年6月15日）で弁護側は影浦光義・福岡大学教授の鑑定意見書を提出
「科捜研鑑定で検出したという化合物は、出現した分子イオンの測定値から見て、筋弛緩剤マスキュラックスの主成分ベクロニウムではない」
検察が矢島直・東京大学助教授に依頼しながら公判に提出しなかった筋弛緩剤点滴投与に関するシミュレーションの開示、裁判所による筋弛緩剤の質量分析なども請求
- ・第2回（手続きのみ）を経て第3回（7月20日）で審理打ち切り
田中亮一裁判長は、橋本保彦・元東北大学教授（一審で検察側主張を補強）の証人尋問が終わると、「事実調べ終了」を宣言、弁護側に次回公判で最終弁論するよう要請
- ・弁護側は10月5日の第4回公判で、事実調べの継続を要求
田中裁判長は証人・証拠調べ、鑑定請求を却下。弁護側が申し立てた異議・裁判官忌避も却下。弁護団は「このような訴訟指揮では被告人の権利を守れない」として全員退廷
- ・10月6日、「控訴審結審、3月22日判決」という記事が各紙に掲載
「弁護人も支援者も、法廷で裁判長の判決期日指定を聞いていない」（阿部泰雄弁護団長）
弁護団は、「弁護人不在の期日指定は刑事訴訟法違反」と異議を申し立てたが、却下
- ・本人質問、弁護側弁論もさせずに判決（06年3月22日）
田中裁判長は弁護人4人に次々と退廷を命令、抗議した支援者、被告人にも退廷命令
一審判決をコピーしただけの有罪判決
「(科捜研の) 鑑定に疑問はなく、合理的で妥当」
「資料の全量消費には合理的理由が認められる」
- ・守さんと弁護団は直ちに上告

2 ——犯人視の逮捕報道・問題を指摘しない裁判報道

(1)逮捕と同時に犯人断定の大報道——「病院内の無差別殺人事件」

①逮捕翌日の1月7日、全国紙各紙が一面トップの大報道

- ・《患者点滴に筋弛緩剤／元准看護師を逮捕／殺人未遂容疑／小6意識不明／仙台の病院／容体急変十数人／7、8人が死亡》（7日付『朝日』一面トップ）
- ・《命救う病院でなぜ／元准看護師に殺人未遂容疑／動機は？管理体制は？「信頼、根底から崩壊」》（7日付『朝日』社会面トップ）
- ・《女兒に筋弛緩剤 重体／元准看護師逮捕／不審な死、数人／仙台の病院》（7日付『読売』一面トップ）
- ・《女兒に筋弛緩剤点滴／殺人未遂容疑／元准看護師を逮捕／仙台の病院／過去に複数の急死者》（7日付『毎日』一面トップ）

- ②新聞・テレビは連日、警察情報を流し、「被害者の数」を競って「恐怖の点滴男」に、
- ・《2年で患者 10 人近く死亡／仙台の病院／元准看護師が点滴／女兒重体／殺意認める供述／容体急変／他事件も立件へ》（8 日付『読売』一面トップ）
 - ・《背筋凍る” 恐怖の点滴” ／守容疑者／「容体急変」平然と報告》（8 日付『読売』社会面トップ）
 - ・《守容疑者／20 人点滴、約 10 人死亡／筋弛緩剤／関連を捜査／在籍 2 年で》（9 日付『毎日』一面トップ）
 - ・《筋弛緩剤 3 人からも検出／仙台の病院／守容疑者が点滴／「女兒」後も急変・死亡／計 20 人近く容体急変 うち 10 人死亡》（10 日付『朝日』一面トップ）
- ③読者に「犯人」と信じさせた「犯行自白」報道、「悪人視」のプライバシー侵害報道
- ・《筋弛緩剤点滴／「待遇に不満」と供述／容疑者の准看護師／混入「ほかにも」》（8 日付『朝日』一面トップ）
 - ・《筋弛緩剤点滴／「他の患者も」ほのめかす／守容疑者／逮捕容疑認める》（8 日付『毎日』一面 4 段）
 - ・《守容疑者／「十数人に薬物」と供述／同僚女性や職場など／「いろんな不満」》（10 日付『読売』一面トップ）
 - ・《「副院長ら困らせたかった」／筋弛緩剤事件／守容疑者が供述／給与上がらず不満》（10 日付『毎日』社会面 5 段）
 - ・《守容疑者／仮面だった？好青年／患者にいじめ／「すぐキレル」印象》（11 日付『朝日』夕刊社会面 4 段）
 - ・《筋弛緩剤点滴／「医師の腕試す」意図／守容疑者供述／地位にも不満》（13 日付『朝日』社会面トップ）
 - ・《殺意の点滴なぜ——検証・仙台薬物投与事件／「安い給料 切り捨てやすい准看護師」ゆがんだ自尊心》（13 日付『毎日』社会面連載）
- 9 日から否認していたにもかかわらず、警察のリークで続けた「自白」報道
 - 1 月 18 日のNHK「クローズアップ現代」放送中止申し入れ後、ようやく「否認」報道
 - 朝日は「事件報道」では超異例の 2 週間連続一面報道
 - その後も、再逮捕・起訴のたびに同じような犯人視報道

(2)裁判の問題点を指摘しない判決報道

- ①「被害者の怒り」を強調した一審判決報道（04 年 3 月 30 日）
- ・《守被告に無期懲役／筋弛緩剤事件／「殺意持ち投与」認定／仙台地裁／「周到・巧妙な手段」／状況証拠積み重ね結論》（30 日付夕刊『朝日』一面トップ）

- ・《「有罪」…戻らぬ意識／苦しんだ証拠固め／筋弛緩剤事件判決／15 歳少女 無言の青春／傍聴の母親、涙ぬぐう／守被告、微動だにせず》(30 日付夕刊『朝日』社会面トップ)
- ・《3 年半…意識戻らぬ娘／筋弛緩剤事件判決／「有罪」母の目に涙／高校入学の春のはずが／守被告、一瞬天仰ぐ》(30 日付夕刊『読売』社会面トップ)
- ・《「あの子に謝って」／守被告に無期懲役／涙で聞く被害者母／「裁判、被告のため？」》(30 日付『毎日』夕刊社会面トップ)

●判決報道が無視した「鑑定資料全量消費」問題

- ・判決は、大阪府警・科捜研が行った「患者の血清や尿、点滴ボトルなどの各鑑定資料から筋弛緩剤の成分が検出された」とする鑑定書に基づき、「容体急変はいずれも筋弛緩剤の投与による故意の犯罪行為」と認定。
- ・弁護側は公判で、「鑑定資料たる血清や尿、点滴輸液と、患者五人との同一性の証明がない」として第三者的な検査機関による再鑑定を請求。鑑定書によると、血清・尿は 1 ml から 7 ml、点滴輸液は 3 ml から 53ml と、鑑定資料は十分にあった。しかし、検察は「鑑定資料は全量消費した」と主張。弁護側は「証拠捏造」を指摘したが、仙台地裁は「捏造をうかがわせる事情はない」と認めた。
- ・鑑定資料全量消費に関する判決に疑問を呈したのは、30 日夜のNHK解説番組「あすを読む」で、若林誠一解説委員が「資料が残っていない場合は、証拠として認めないことが必要ではないか」と指摘しただけ。全国紙各紙は、この問題を完全に無視した。

②強引な訴訟指揮を問題にしなかった二審判決報道 (06 年 3 月 23 日朝刊)

- ・《筋弛緩剤事件／守被告 2 審も無期／仙台高裁判決「証拠能力誤りなし」》(『朝日』／被害者の母「罪償って」／被告は「判決でたらめ」》(23 日付『朝日』社会面 4 段)
- ・《筋弛緩剤事件／守被告 2 審も無期／仙台高裁控訴棄却「1 審、事実誤認ない」／「罪認め償って」被害者の母／被告の母「無実伝えたい」》(23 日付『読売』社会面トップ)
- ・《「罪認めてほしい」／筋弛緩剤 2 審無期／退廷の被告を非難／被害者の母 目頭押さえ切々／弁護側は「事実誤認」》(23 日付『毎日』社会面トップ)

●二審の訴訟指揮を批判したのは、『東京新聞』23 日朝刊社会面の解説記事のみ

《実質的な審理はほとんどなく四回の公判で結審。裁判長期化への懸念もあるが、一審判決に対する弁護側の疑問を積極的に解明しようとしたとは言い難い訴訟指揮だった。(中略) 控訴審が誰の目にも納得のできる内容だったのか、疑問が残る》

●迅速裁判を評価した『産経』解説記事

《審理の迅速化は、長期裁判に対する国民の不満に背を押された司法改革の主眼の一つだ。(中略) 今回の訴訟指揮は、時代が求める「適正な刑事裁判」への一つの答えになるだろう》

3——冤罪に加担するメディア

(1)警察情報を鵜呑みにした逮捕・自白報道

- ①警察発表を疑わず、「筋弛緩剤点滴による殺人事件」を前提に大報道
- ②不可解な動機を疑わず、警察のリークで「自白」報道
- ③弁護人に取材せず、否認後も「自白」報道を継続
- ④「被害者の多さ」を競う特ダネ競争
- ⑤家族・生い立ちなどを事件と結びつけるプライバシー侵害
- ⑥被疑者・被告人＝犯人を前提とした「被害者の怒り」報道

(2)裁判に影響を与えた犯人視世論・裁判官の予断

- ①「鑑定資料全量消費」だけでも「証拠不十分」とすべきなのに、被告人＝犯人の予断を持った一審・畑中英明裁判長は「捏造をうかがわせる事情はない」と認定
- ②弁護団の求めた証拠・証人調べ、鑑定請求をすべて却下した二審・田中亮一裁判長は、「真実解明」の意思を最初から持っていなかった

(3)報道で予断を形成する裁判官たち

- ①裁判所にも影響を与えた「ロス疑惑」報道
 - ・「氏名不詳者との共謀」で有罪判決を出した1審判決
 - 「実行犯＝〇被告は無罪だが、三浦の犯行に間違いはない」という恐るべき予断
 - 共謀共同正犯の判例を覆す「実行犯なき主犯」認定
- ・「疑惑報道」に影響された1審を批判した2審逆転無罪判決
 - 《本件は、ロス疑惑銃撃事件として、激しい報道合戦が繰り広げられた。マスコミ報道が先行し、これが引き金になって警察の捜査に発展した。こうした場面では、報道の根拠としている証拠が、反対尋問の批判に耐えて高い証明力を保持できるかどうかの検討が十分でないまま、総じて嫌疑をかける側にまわる傾向を避けがたい》
- ②07年2月、「無罪の心証」を告白した袴田事件（1966年）の熊本典道・元裁判官
 - ・事件直後の大々的犯人視報道で「袴田が犯人」と予断を持っていた他の裁判官
 - ・熊本判事は、事件発生の約半年後に静岡地裁に赴任、報道の影響を受けていなかった
- ③「有罪世論」にプレッシャーを受ける裁判官たち
 - ・相次ぐ「証拠がなくても有罪」判決（和歌山カレー事件、恵庭冤罪事件）

(4)無罪判決の場合しか「冤罪」を問題にしないメディア

- ①富山冤罪事件、志布志事件で「自白偏重捜査」を批判したメディア
- ②メディア自身が捜査段階・逮捕時に「自白偏重報道」しながら、検証・反省せず

4——冤罪加担・人権侵害報道の構造

(1)報道被害の原因

- ① “有罪断定の報理”——犯罪報道が警察・検察の捜査情報に依存して行われ、「逮捕＝犯人」を確定した事実のように伝えていること
- ② 犯人探しの特ダネ競争——犯罪報道を「読者・視聴者の関心に応えるため」と称して、大々的に扱う日本のメディアの伝統的体質、そこから生まれた激しい特ダネ競争
- ③ 興味本位なセンセーショナリズム——大事件や特異な事件が起きると、集中豪雨のように大量の記事で紙面を埋め、ニュース番組も事件一色にするセンセーショナリズム
- ④ 人権意識の希薄な記者、貧しい記者教育——記者、メディア幹部の人権意識の問題

(2)警察情報に依存した取材・報道

- ① 情報の中心は警察・検察——〈夜討ち・朝駆け〉で競う非公式情報の入手合戦
- ② 現場取材・裏付け取材は、警察情報の補足程度
- ③ 「被疑者の主張」は、付け足し（面会取材の壁、弁護士取材は増えてきたが）

(3)警察の統制下におかれた記者クラブ取材

- ① メンバー以外、記者会見からも排除する排他的なクラブ
- ② 捜査批判をすると、会社ぐるみ取材拒否
自白強要、長時間の取調べなどの捜査チェックはほとんどなし
- ③ 記者会見では、捜査の問題点などだれも質問せず

(4)発生段階の集中報道、裁判軽視の取材システム

- ① 警察には各社が大量の記者を投入
- ② 裁判所取材は少数 初公判、論告、判決しか取材できない体制
- ③ 情報が少ない段階で大報道し、事件の真相が見えてくる裁判は軽視
- ④ 冤罪事件の裁判も、初報に都合の悪い情報は報道せず

(5)問われる「事件報道の構造と意味」

- ① 警察情報依存型の事件報道・犯人視報道からの脱却
「発表」は「発表」として、最低限の「事実報道」に抑制すること
- ② 事件報道の意味を根底から問い直すこと
「警察情報＝特ダネ」意識を捨て、捜査段階では権力チェック中心に
「社会的背景」報道は、裁判取材の中から
- ③ 記者の取材スタンス
「権力を疑う」視点を第一に／不可欠な弁護士からの取材
- ④ 事件報道全体を見直す各社・メディア全体の議論が必要
記者個人にも、その責任 報道被害者の被害体験を聞く「体験」を